

世田谷区内の就労支援事業所へのアンケート結果報告

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

村島久美子

はじめに

- 若年性認知症の人をはじめ、認知症の人を取り巻く環境が大きく変化している。

新オレンジ
プラン(2015年)

認知症施策
推進大綱(2019年)

共生社会の実現
を推進するた
めの認知症基本
法(2024年)

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2024年)

引用:厚生労働省「認知症基本法概要」

■ 目的

認知症の人を含めた国民一人一人がその**個性と能力を十分に発揮し**、
相互に**人格と個性を尊重**しつつ支え合いながら共生する活力ある社会
である共生社会の実現を推進すること

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って
暮らすことができる社会を目指す

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2024年)

引用:厚生労働省「認知症基本法概要」

- 若年性認知症の人については・・・

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

若年性認知症の人の意欲及び能力に応じた**雇用の継続**、

円滑な就職等に資する施策

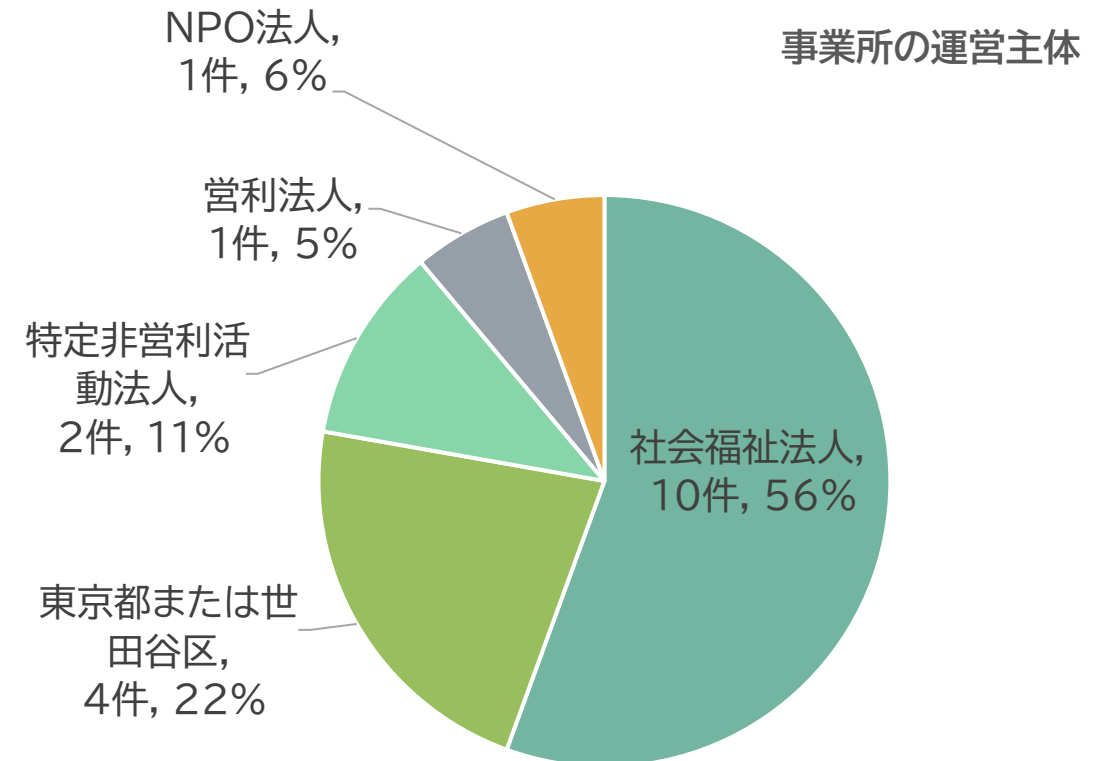
- 世田谷区での若年性認知症の人の就労の現状について把握
 - ➔ 「就労支援事業所における働き方の現状」に関してアンケートを実施

【調査対象】 世田谷区内の就労支援事業所52か所
【調査方法】 Googleフォームを利用した質問調査
【調査期間】 令和6年9月9日(月) ~ 令和6年9月30日(月)
【回答数】 17か所の事業所(n=17) 【回答率】 33%

● 事業所について

* 事業所の運営主体 ※複数回答あり

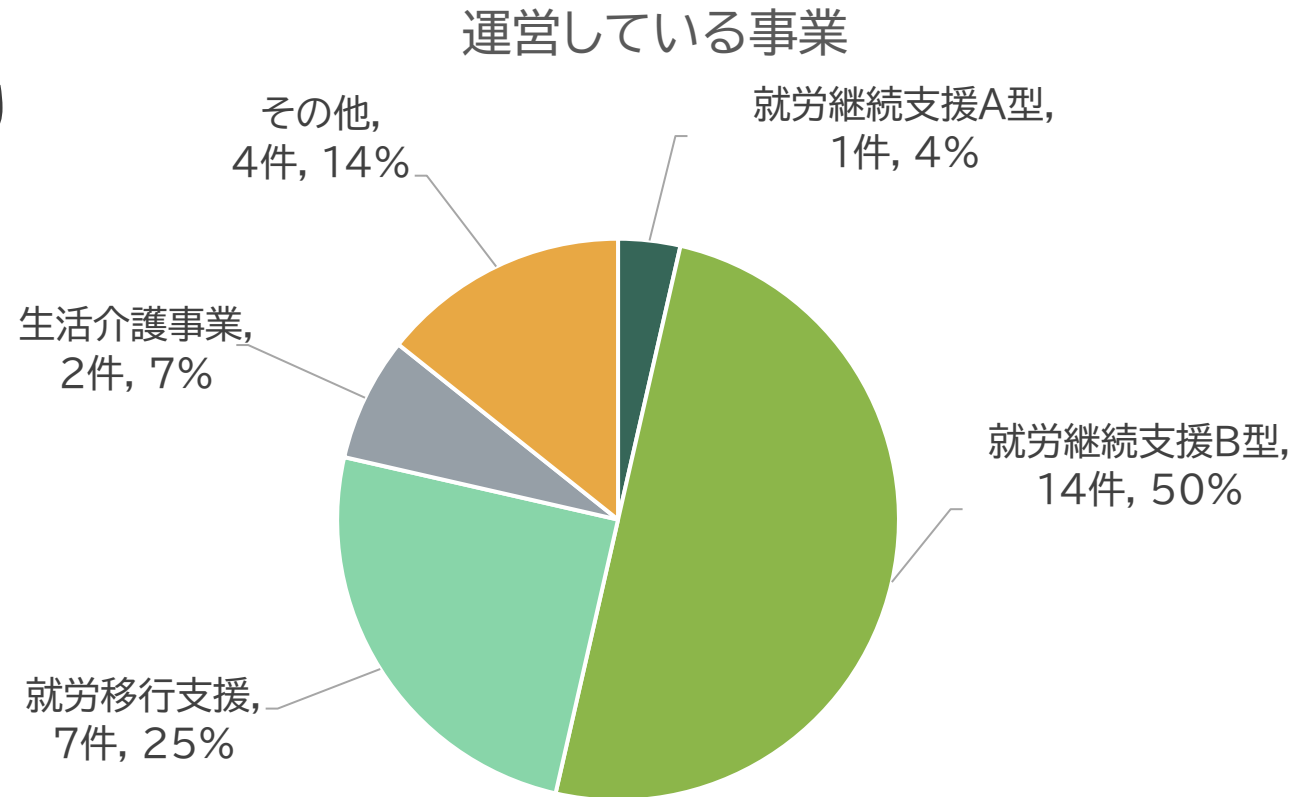
社会福祉法人	10
東京都または世田谷区	4
特定非営利活動法人	2
営利法人	1
NPO法人	1



● 事業所について

* 運営している事業 ※複数回答あり

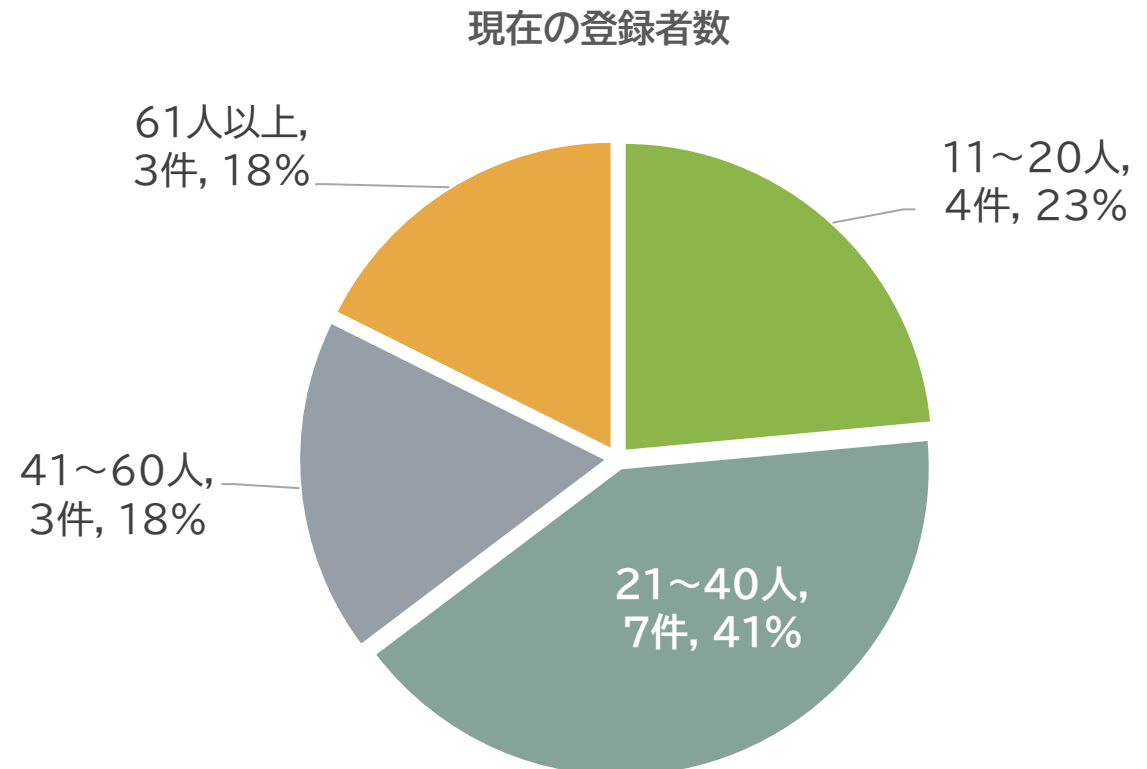
就労継続支援A型	1
就労継続支援B型	14
就労移行支援	7
生活介護事業	2
その他	4



● 事業所について

* 現在の登録者数(n=17)

11~20人	4
21~40人	7
41~60人	3
61人以上	3

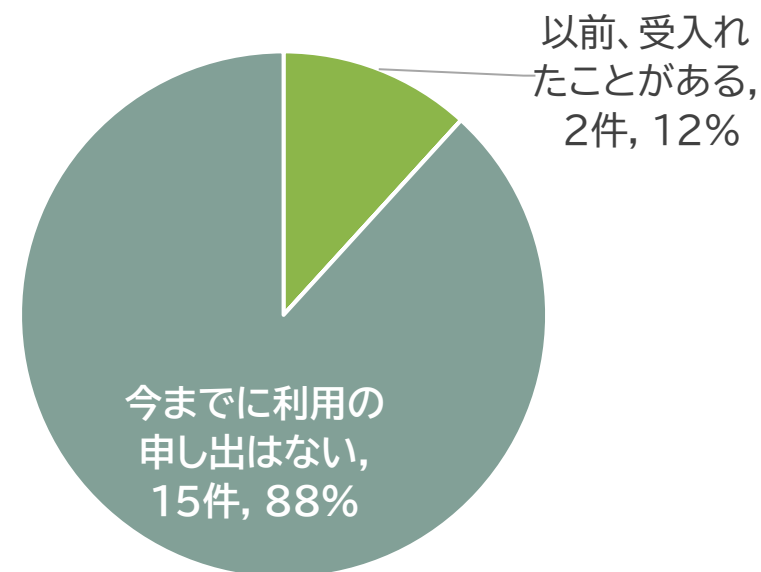


● 若年性認知症の方の受入れ

* 受入れ状況(n=17)

現在、受入れている	0
以前、受入れたことがある	2
現在、利用の申し出があり、 検討中である	0
以前、利用の申し出があったが、 受入れなかった	0
今までに利用の申し出はない	15

若年性認知症の方の受け入れ状況



● 若年性認知症の方の受入れ【以前受入れたことがある事業所】 (n=2)

* 受入れたことのある人数

事業所A	1人
事業所B	3人

* 受入れた利用者が取得している
障害者手帳の内訳

	事業所A (n=1)	事業所B (n=3)
身体障害者手帳	0	3
精神障害者手帳	1	1
それ以外の手帳	0	1

● 若年性認知症の方の受入れ【以前受入れたことがある事業所】

* 若年性認知症の方を受入れる決め手になった要因 ※複数回答あり

若年性認知症の本人から利用の申し出があった	0
若年性認知症の家族から利用の申し出があった	1
他の事業所あるいは医療機関から、受入れの要請があった	1
自事業所以外の相談支援機関から、受入れの要請があった	0
若年性認知症の人を支援している機関から、受入れの要請があった	0
若年性認知症支援コーディネーターから相談があった	0
元々、事業所を利用していた人が、若年性認知症と診断された	1
当初から、若年性認知症の人も対象にしていた	0
他の利用者との関係性が保て、本人が希望するサービスが提供できると判断した	0
事業所の定員や職員配置において、受入れられる体制が整っていた	0

● 若年性認知症の方の受入れ 【以前受入れたことがある事業所】

* 若年性認知症の方の受入れにあたって感じる課題 ※複数回答あり

職員が若年性認知症に関する知識や対応の技術などのノウハウを持っていない	1
医療機関(病院・診療所)との連携が取れていない	1
医療機関以外の支援機関等との連携が取れていない	1
支援に関して相談できる外部機関がない	1
認知症の症状が進行すると、継続して受入れができなくなる可能性がある	2
他の利用者との関係がうまく保てない可能性がある	0
通所が困難であり、個別の送迎が必要である	0
本人だけでなく、家族に対する支援のノウハウが分からない	0

● 若年性認知症の方の <全事業所からの回答>

* 事業所で受入れる場合に必要だと思うもの ※複数回答あり (n=17)

若年性認知症に関する知識や対応の技術などのノウハウの習得	15
職員に対する若年性認知症に関する研修が必要	14
家族との連携	14
相談支援事業所(特定・指定を含む)および相談支援専門員との連携	12
行政機関(区役所や各総合支所、福祉事業所など)との連携	11
あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)との連携	10
若年性認知症支援コーディネーターとの連携	8
居宅介護支援事業所およびケアマネジャーとの連携	8
介護保険サービス事業所との連携で、支援方法を学ぶ機会が必要	7
若年性認知症に関する支援マニュアルが必要	7
地域障害者相談支援センター(ぽーと)との連携	5
障害者就業・生活支援センター・アイ-キャリア との連携	4
地域活動支援センターとの連携(サポートセンターきぬた、陽だまりの庭、MOTA)	4
制度的な支援(補助金など)	4
世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと との連携	3
東京都障害者職業センターとの連携	2
ハローワークとの連携	2

令和6年11月16日(土)
世田谷区若年性認知症講演会

世田谷区における 若年性認知症の方が利用できる 制度や支援

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター
精神保健福祉士
荒川 珠世



どこに
相談したら
いいの？

利用できる
サービスって
何があるの？

どうして
いいか
わからない

どこで情報が手に入るの？

- 各地区のあんしんすこやかセンター
- 各総合支所保健福祉課
- 認知症在宅生活サポートセンター
- 介護予防・地域支援課
- 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

ホームページ



にんさぼだより(15号)でも
若年性認知症についての特集記事を
掲載しています！

若年性認知症の方へ

ご本人とご家族のための制度とサービスの紹介



65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。
ご本人やご家族、地域や職場の方々にご知っていただくとともに
必要なサービスや支援をご利用いただけるよう
このパンフレットを作成しました。

世田谷区



若年性認知症総合支援センター

認知症があっても働き続けたり、子育てしたりできる環境づくりのサポートをしてくれます

東京都が設置した、若年性認知症専門の『ワンストップ相談窓口』です。

若年性認知症支援コーディネーターが、ご本人やご家族、関係機関（あんしんすこやかセンター等）からの相談に対応し、電話・訪問・面談等で、以下のような業務を行います。

- 1 本人や家族、関係機関からの相談の確認・課題の整理
- 2 適切な医療機関の受診や社会保障の手続きに関する支援
- 3 利用できる制度・サービスの情報提供
- 4 就労に関する支援
- 5 本人や家族の居場所づくりの支援

詳細はこちらを
ご覧ください



東京都福祉局
とうきょう認知症ナビ

若年性認知症支援コーディネーター

東京都が設置した、若年性認知症の方に特化したワンストップの相談窓口です。本人や家族だけではなく、企業の方も相談できます。利用できる制度・サービスの紹介や手続き支援、就労継続などに関わる関係機関との連携を図ったり、社内で若年性認知症の理解を深める研修を行うこともできます。相談は無料です。

若年性認知症総合支援センター

名称	電話番号	所在地
東京都若年性認知症総合支援センター	03-3713-8205 (平日 午前9時～午後5時)	目黒区碑文谷5-12-1 TS碑文谷ビル3階
東京都多摩若年性認知症総合支援センター	042-843-2198 (平日 午前9時～午後5時)	日野市多摩平2-2-4 ニコール豊田ビル4階

*東京都には上記2か所のセンターがありますが、相談内容によっては来所や訪問による支援もあるため、お近くのセンターの利用をお勧めします。

相談・支援関係機関一覧

	連絡先	所在地
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立松沢病院 認知症疾患医療センター	03-3303-7211 (平日 午前9時～午後5時)	世田谷区上北沢2-1-1
特定非営利活動法人 若年認知症サポートセンター	03-5919-4186 (月・水・金 午前10時～午後5時)	新宿区新宿1-9-4 中公ビル 御苑グリーンハイツ605
若年性認知症コールセンター (電話相談・通話無料)	0800-100-2707 (年末年始・祝日除く) 月火・木金土曜 午前10時～午後3時 水曜のみ 午前10時～午後7時 メールでの相談はこちら	

世田谷区内で相談できる場所はどこ？

あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)

あんしんすこやかセンターは、介護保険法に基づく地域包括支援センターです。世田谷区では親しみやすいように、あんしんすこやかセンターと呼んでいます。

- 区内28ヶ所に設置している高齢者のための相談窓口です。障害のある方や子育て中の方などのご相談もお受けしています。
- 窓口では、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職員がご相談に応じます。
- ご相談に関する秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。ご相談は無料です。



しっかり
申請!

ご利用いただける制度

医療・障害者手帳・年金

発症

治療の開始(初診日)

6ヶ月

1年6ヶ月

継続した治療開始

自立支援(精神通院)医療の給付

申請 通院による**継続した治療が必要**になったとき

概要 精神疾患(認知症も含む)のため、通院による治療を受ける場合、**通院医療費(薬代なども含む)の負担が軽減**されます。

その他 自己負担額は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得などに応じて**月額自己負担上限額**が設定される場合があります。給付の有効期間は1年間で、更新には手続きが必要です。

精神障害者保健福祉手帳の申請

申請 **初診日から6ヶ月経過**した日から

概要 障害の状態を1~3級の等級で証明します。税金の優遇措置として「**所得税・住民税の障害者控除**」「**非課税貯金**」、又「**都営住宅の優先入居**」「**生活福祉資金貸付制度**」など、手帳を取得することで受けられるサービスがあります。

その他 手帳の有効期間は2年間で、更新には手続きが必要です。

障害年金の申請

申請 **初診日から1年6ヶ月経過**した日以降(疾病により例外あり)

概要 一定の障害がある方に、障害の程度に応じて年金を支払うもの。

その他 障害年金の1、2級を受けている方は届け出ることにより**国民年金保険料が免除**されます。

申請には一定の納付要件や年齢要件がありますので、右記の相談・請求窓口へご相談ください。

精神障害者保健福祉手帳の申請

申請 初診日から6ヶ月経過した日から

概要 障害の状態を1～3級の等級で証明します。税金の優遇措置として「所得税・住民税の障害者控除」「非課税貯金」、又「都営住宅の優先入居」「生活福祉資金貸付制度」など、手帳を取得することで受けられるサービスがあります。

その他 手帳の有効期間は2年間で、更新には手続きが必要です。

手帳取得のメリット

- 企業での雇用形態を障害者雇用に切り替えて勤務を継続できる
- 税制の優遇措置
- 公共交通料金、施設の利用料の割引等

障害年金の申請

申請 初診日から1年6ヶ月経過した日以降 (疾病により例外あり)

概要 一定の障害がある方に、障害の程度に応じて年金を支払うもの。

その他 障害年金の1、2級を受けている方は届け出ることにより国民年金保険料が免除されます。

申請には一定の納付要件や年齢要件がありますので、右記の相談・請求窓口へご相談ください。

障害年金申請の際の注意点

- 初診日の確認
- 働きながらも、状況に応じて申請することができます
- 特例該当する場合、老齢年金と併給できる可能性もあります(年金事務所に問い合わせが必要です)

就業中の方

▶ 傷病手当金

申請・・・ 休職4日目から
最長1年6ヶ月間

就業されている場合は、**傷病手当金の給付**を受けられることがあります。※国民健康保険の被保険者は対象外

退職まで1日も出勤していないなど、一定の条件に該当すれば、支給期間中に退職しても、引き続き傷病手当金を受給することができます。

問合せ	加入している保険者 (全国健康保険協会または健康保険組合など)
-----	------------------------------------

退職された方

▶ 雇用保険の手続き

退職された際、労働する能力と意思がある場合は、雇用保険の手続きをすることで、**失業手当**を受けられる可能性があります。

問合せ	ハローワーク渋谷 ☎ 03-3476-8609
-----	----------------------------

- 医療費控除

1年間(1月から12月まで)に負担した医療費の総額が一定額を超えている場合には、確定申告を行うと税金が還付される場合があります。

問合せ	お住まいの地域を管轄している税務署または課税課住所地担当係
-----	-------------------------------

- 高額療養費

医療機関や薬局で支払う自己負担額が1カ月単位で一定額を超えた場合には、その超えた金額を支給する制度です。

※事前に「限度額適用認定証」を入手し、窓口に出せば、自己負担限度額を超えた分を支払う必要はありません。

問合せ	加入している健康保険組合、協会けんぽ、 または国保・年金課 保険給付係
-----	--

▶ 住宅ローン・生命保険に関する手続き

住宅等のローンを利用している場合や、生命保険に加入している場合は、認知症によってローンの免除や高度障害保険金を受けることができます。

問合せ	各金融機関、各保険会社
-----	-------------

● 子どもの学費

世帯の経済状況により、子どもの就学に関する費用の支援が必要な場合は、各種奨学金、東京都による支援、また学校でも奨学金や学費免除を受けられる場合があります。

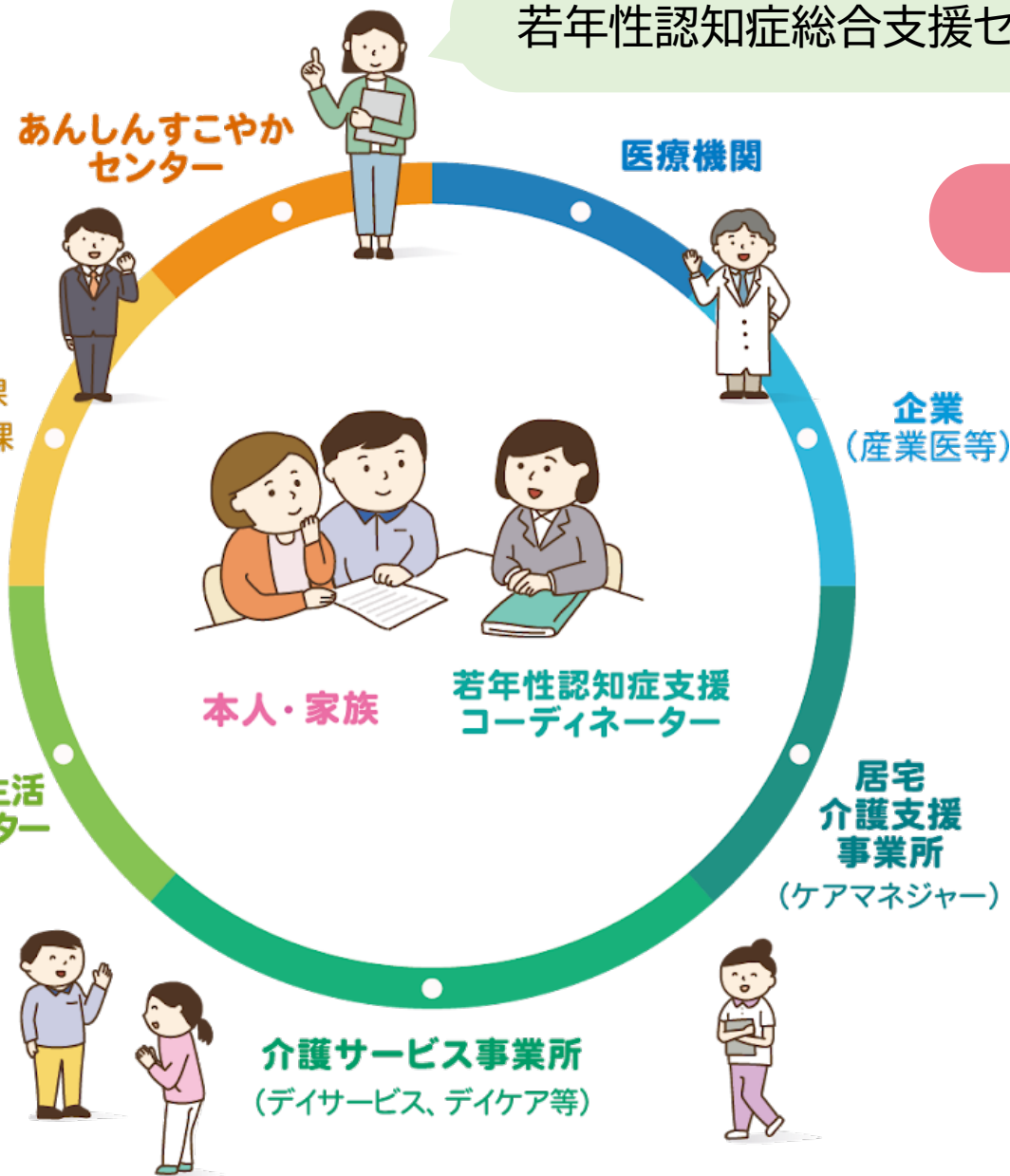
問合せ	通学中の学校、東京都教育委員会ホームページ(奨学金リンク集)、日本学生支援機構ホームページ、その他各種奨学金
-----	--

若年性認知症総合支援センター等の適切な関係機関にお繋ぎします

若年性認知症 本人と家族を支えるネットワーク

若年性認知症支援コーディネーターが、本人と家族を支えるネットワークの中心となり、関係機関との調整を行っています。

ご心配なことがある方は、まずお住まいの地区の身近な相談窓口、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)へご相談ください。



若年性認知症の方へ

ご本人とご家族のための制度とサービスの紹介



65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。ご本人やご家族、地域や職場の方々に知っていただくとともに必要なサービスや支援をご利用いただけるようこのパンフレットを作成しました。

世田谷区



こちらのパンフレットをぜひ、ご活用ください

